

議第二百二十七号

指定管理者の指定について

岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例（平成十四年岐阜県条例第四十六号）第七条第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

平成三十年十二月四日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定管理者となる団体 高山市丹生川町坊方二一九番地一  
乗鞍国際観光株式会社
- 二 指定の期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで